

成田ロータリー・クラブのCLP



成田ロータリー・クラブ

CLP委員会

2007年4月作製

2006年6月に設楽会長がエレクトとして理事会に提出した提案文書

成田RCのCLPのはじめに

平成18年6月2日
会長エレクト 設楽 正行

2004年に100周年を迎えたロ-タリ-運動が少し、曲がり角に差し掛かったようにいわれ始めてから数年が過ぎております。会員の減少傾向が端的な現れといえましょう。先般、当クラブの45周年に講演いただいた佐藤千寿先生の言葉にどのような組織も発展存続するのは人間の寿命と同じくらいです。ロ-タリ-も例外でなく次なる100年は衰退の100年かも知れないといわれました。どのような組織も無限に発展拡大するものではなくいつか頭打ちになることは自明の理であります。

ロ-タリ-の存在意義が無くなってきたから減少し始めたと言う事ではないと思いますが、一度立ち止まって運動のやり方や組織のあり方など十分考えてみる必要があるのではないかとということで、本年のRI会長ステンハマ-氏が1921年に提唱された「超我の奉仕」を再度提唱され原点に戻ってロ-タリ-を見直そうとしました。

そのような中、一部会員から当クラブの会員が増えないのはなぜか。会員相互が本当に知りあっているのか。奉仕活動に喜びを感じているのか。50人の一体感が感じられない。委員長のみ活動しているのではないか。今後、周辺との合併などで人口が増えていく中、伝統あるクラブだからといって楽しくなければ会員は増えないなど様々な閉塞感を感じていることを知りました。これらすべては一朝一夕に解決できることではありませんが、このような不満、不安をそのままに手をこまねいては衰退の一途をたどるであろうことは明らかです。

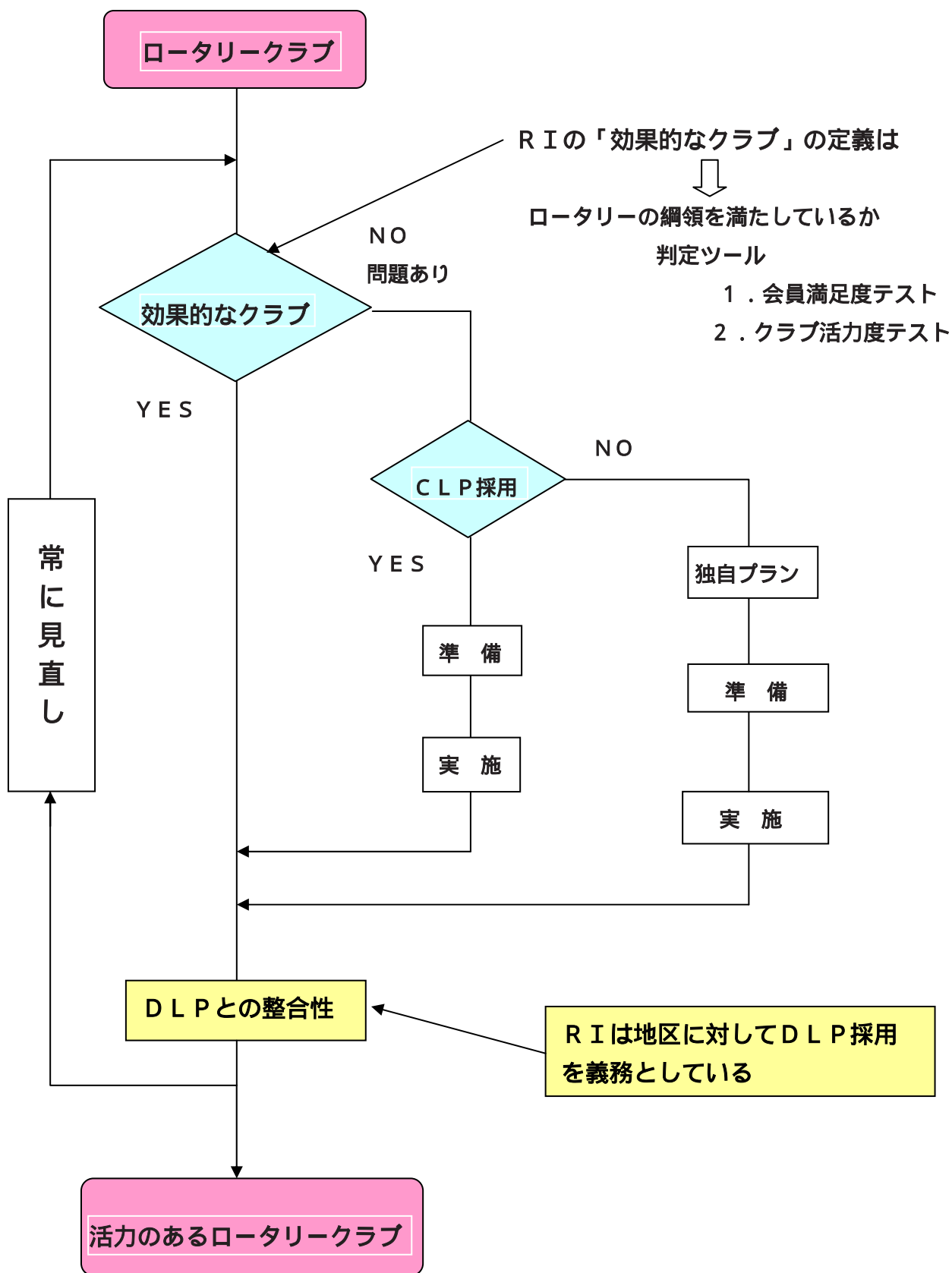
そのような時、CLP(クラブリ-ダ-シッププラン)なるRIの推奨する組織があることを知りました。これは効果的なクラブとなるための活動計画の指標であり以下の4つの要素としてまとめられています。

- 1・会員の基盤を維持増強する。
- 2・成果のある奉仕プロジェクトを実施する。
- 3・ロ-タリ-財団を支援する。
- 4・クラブ指導者を育成する。

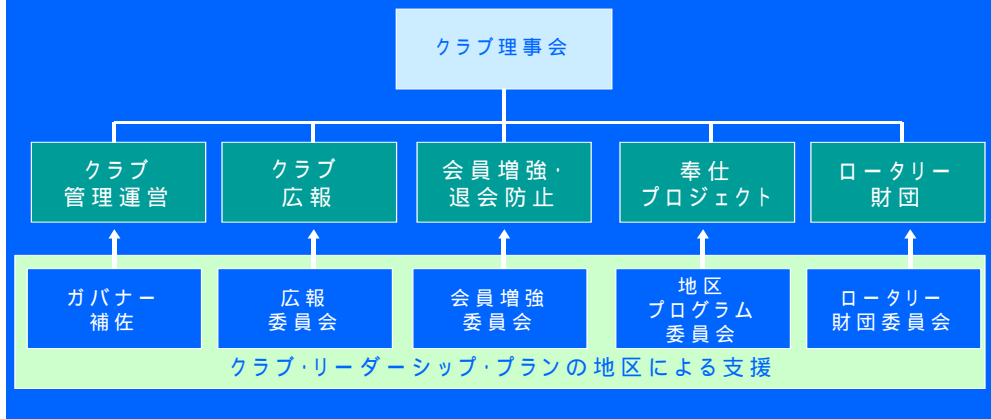
これらを基本に各クラブが主体性を持ってそれぞれに応じて組織を立ち上げていき、地域社会にとって真に有効な奉仕を行い、また会員にとって楽しく、会員全員が同じ汗を流し心を共有するなどに効果的であると思っています。

2790地区でこのCLPを立ち上げたクラブはまだありませんが私はこの組織の変更を推し進めることによりクラブの活性化が行われると思っています。

そのため、私の年度半ばまでに組織、細則などを作り上げ次年度に選択していただく所存です。そのため本理事会において研究委員会の立ち上げをお願いする次第です



新しい常任委員会構成



新しいクラブ委員会構成は、**19の委員会**からなるかつての推奨委員会構成に取って代わるものです。

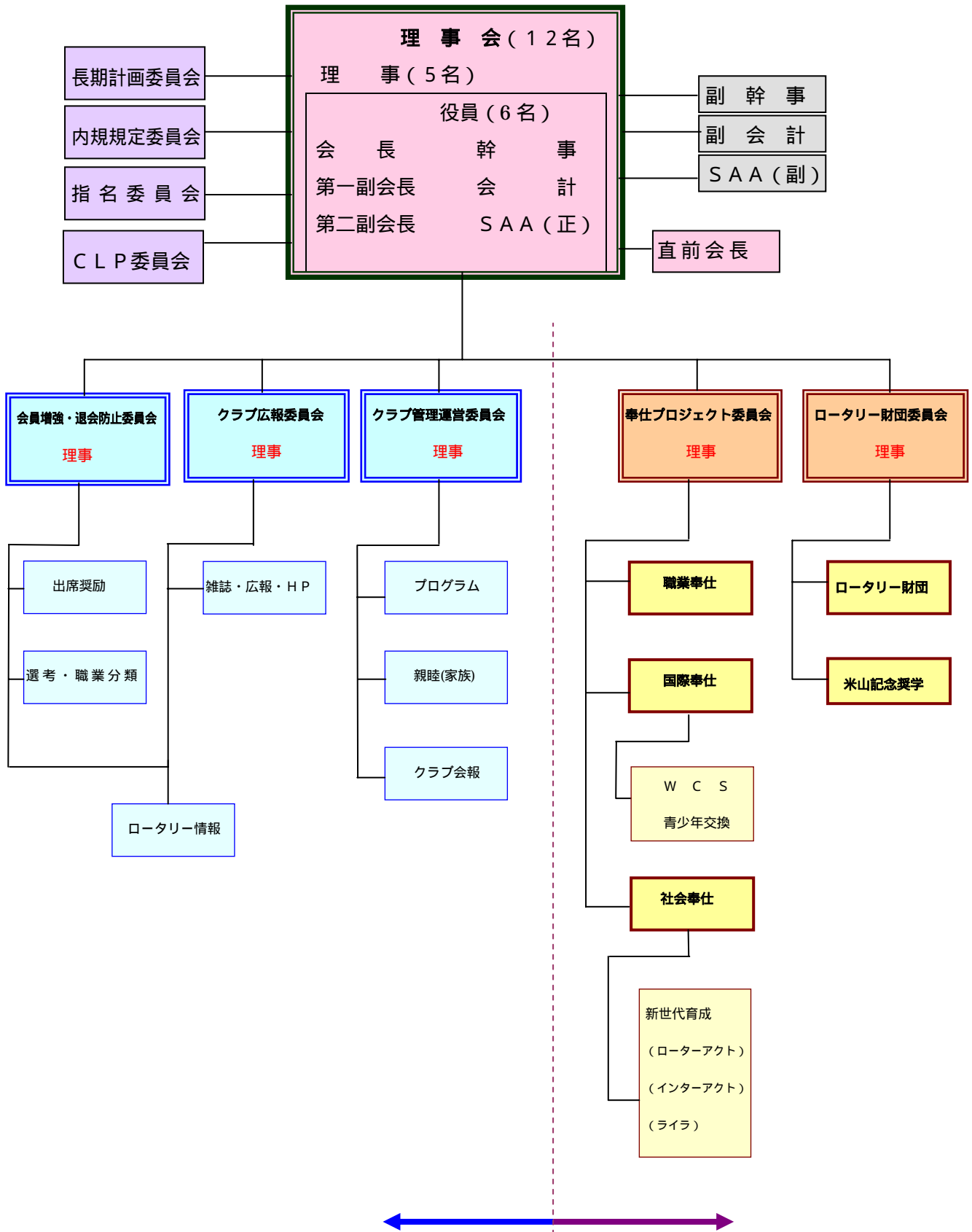
5つのクラブ常任委員会

1. クラブ管理運営委員会
クラブの効果的な管理運営に関する活動を実施する
2. クラブ広報委員会
ロータリーに関する情報を一般の人々に提供し、クラブの奉仕プロジェクトや活動を推進するための計画を立案、実行する
3. 会員増強・退会防止委員会
会員の勧誘と退会防止の包括的計画を立案・実施する
4. 奉仕プロジェクト委員会
地元社会や他国の地域社会のニーズを取り上げた教育的、人道的、職業的プロジェクトを立案、実施する
5. ロータリー財団委員会
財政的寄付およびプログラム参加の両面からロータリー財団を支援するための計画を立案・実施する

この他の委員会も、年度ごとに必要に応じて任命することができます。

クラブ・リーダーシップ・プランの下、継続性を確保するために委員会の任命が行われます。

成田ロータリークラブCLPに基づいたクラブ委員会



会員は、2つの委員会に属する。1つはこの線より左の中の1つの委員会。もう1つは右の中の1つの委員会。

成田ロータリー・クラブCLP実施決定の経過

年	月	日	内 容	委 員 会	理 事 会	例 会
2005	12	2	年次総会 設楽 秋葉体制承認			
2006	2		設楽 秋葉にて組織につき意見交換 CLPについて意見交換			
	3	31	第 2223 例会にてCLP情報発表 松田泰長 (JRIC 情報) 平山金吾 (P.G 地区情報) 石橋菊太郎 (地区情報委員会情報) 秋葉博行 (次年度幹事として)			*
	4	16	CLPについて地区小池幹事長に問い合わせ等資料収集 (準備会 4名)	*		
	5	10	第 1 回CLP検討委員会 各種資料の収集 (Ri、国内実施クラブ)	*		
		19	第 2 回CLP検討委員会 各種資料の収集 年間工程作り	*		
		26	第 3 回CLP検討委員会 理事会提出のための資料作り	*		
	6	2	新旧合同理事会においてCLP委員会承認 橋 石橋 設楽 小川 秋葉 喜久川 松田 7名		*	
		5	第 1 回CLP委員会 CLPの中で成田らしさをどう表すか検討	*		
		19	第 2 回CLP委員会 成田RCのCLPにかかわる組織構成の検討	*		
	7	4	第 3 回CLP委員会 成田RCの細則と推奨細則の比較検討	*		
		13	第 4 回CLP委員会 会員に対するCLP説明のための準備	*		
		14	クラブ協議会 設楽体制の始まり CLPの基本理念の説明			*
		21	CLPに関して会員にプロジェクターで説明会資料配付			*
		28	第 5 回CLP委員会 クラブ満足度テスト作製	*		
	8	4	第 6 回CLP委員会 テスト実施 回収 例会後委員会にて集計	*		*
		11	第 7 回CLP委員会 テストの分析 コメントに対し検討	*		
		18	第 8 回CLP委員会 G公式訪問での発表のための資料作成、役割決定	*		
		25	G公式訪問においてCLPのための時間をもらい発表			*
	9	8	第 9 回CLP委員会 CLPに関するホームミーティングの班決め(5班)、 担当委員の決定	*		
		19	ホームミーティングB班 ヒルトンH			
		22	ホームミーティングF班 櫛			
		22	CLPに基づく指名委員会発足を理事会承認		*	
		24	ホームミーティングC班 菊や			
		26	ホームミーティングD班 菊や			

		26	指名委員会による次次期会長の指名選定に着手			
		27	ホームミーティングA班 菊や			
		29	クラブ協議会 CLPに伴う成田RC細則の変更点を会員と質疑応答			*
		29	ホームミーティングE班 翁			
10		13	例会で成田RC細則の変更点を再度会員に対して説明			*
		17	指名委員会において次次期会長に秋葉氏指名			
		18	ここまでの欠席者によるホームミーティング（結果52名中48名参加）			
		20	ホームミーティンググループ長による報告			*
		20	指名委員会において次次期会長に秋葉氏決定			
		20	第10回CLP委員会 新細則の理事会構成に対する検討	*		
		28	地区大会のパネルディスカッション「クラブの活性化」で設楽会長がパネラーとして参加			
11		10	理事会に於いて新細則承認		*	
		17	例会で「CLP効果的なクラブとなるために」でバズセッション			*
		17	第11回CLP委員会 バズセッションでの意見の精査	*		
		30	第12回CLP委員会 年次総会に向けて最終確認	*		
12		1	年次総会において新細則、次次期会長に秋葉氏承認			*
		4	第13回CLP委員会 特別委員会発足への検討	*		
		8	第14回CLP委員会 IMスポンサークラブへの資料提供検討	*		
2007	2	2	理事会において CLP体制として「長期計画」「内規規定」の特別委員会を承認、これで「CLP」「指名」とで4つの特別委員会スタート		*	
		21	IMテーマ「クラブ活性化とCLP」で小川副会長パネラー発表			
		21	指名委員会で次次次次会長決定			
	3	2	CLPでの継続性の成果 この時期としては初の新旧合同理事会 理事会に於いて次次次次会長承認		*	
		12	長期計画委員会初会合			
		16	長期計画に対する例会でのバズセッション			*
		18	第一回クラブ管理委員会（親睦とプログラム委員の枠を外す）			
		23	第14回CLP委員会 他クラブからのCLP説明要請に対する対応検討	*		
	4	5	米山記念奨学を奉仕プロジェクト枠からR財団との並列枠に変更	*		
		19	第一回会員増強、退会防止・クラブ広報・R財団、米山記念奨学の3委員会の合同委員会開催			

成田RC CLPに関する O & A

	Q	A
1	CLPを採用するのはなぜか	<p>クラブの活性化、会員の活動理解</p> <p>市民への広報による活動の理解</p> <p>広報による会員勧誘へのバックアップ</p> <p>委員会活動の継続性の確保</p> <p>特別委員会によるスムーズな委譲</p>
2	<p>四大奉仕が消えるが それは</p> <p>奉仕活動よりR財団、米山への寄付の強化に力点をおくのでは</p> <p>やみくもに会員の強化を目指しているように見えるが、RIへの分担金増加のためではないか</p> <p>広報の強化は「I serve」の否定だ</p>	<p>CLPは組織運営の簡素化を目的としているので四大奉仕はそのままで今と変わらない</p> <p>会員の増強は奉仕活動、広報とクラブ活性化の結果であり分担金のためではない</p> <p>広報することは地域社会にとって解りやすい奉仕活動を行い、賛同する人を増やし会員増強に資するためである</p>
3	<p>3年間同じ委員会に属するのは委員会によってはきついと思うが</p> <p>会報</p> <p>SAAは他の会員より早めの出席</p> <p>R財団の3年はきつい</p>	<p>委員長で1年、副で2年、委員は時の会長の指名による</p> <p>黒須さん(事務局)をもっと活用しよう</p> <p>SAAの人数はいまより増強する</p> <p>寄付に関しては自主的寄付はむろん継続する。その他に積立で年間100万寄付等の制度を利用し委員長、委員の負担を軽減する</p>
4	<p>いろいろ委員会を体験したいのだが3年では他が解らなくなる</p>	<p>1人で幾つかの委員会に所属する事は可能ですが例会での委員会報告、又は直接委員に聞く等の方法での勉強があります</p>
5	<p>ロータリーはは親睦を主体に職業奉仕を通じて社会に奉仕するものでありCLPは広報を重視し「we serve」となり従来の活動と違うのではないか</p>	<p>地域社会と もっと密着した活動をし、また 長期計画を通じて支援組織を得る(参加、支援)などから「I serve」が多少変わるのは事実です</p>
6	<p>2680 田中PGの見解について</p>	<p>その主張は、当初、「日本のような基盤のしっかりしたクラブでは必要ない」から「従来の委員会構成に基づいたものにCLPの考え方をクラブの実態に沿った最適の方法で」とニュアンスの変化があります</p>

成田ロータリー・クラブ細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. RI：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員12名より成る理事会とする。すなわち本細則第3条第1節に基づいて選挙された5名の理事と、会長、会長エレクト兼第一副会長、第二副会長、幹事、会計、会場監督(正)の6名の役員と直前会長である。12名の理事、役員は理事会において議事の議決権を有する。また、副幹事、副会計も理事会にオブザーバーとして出席する義務を負う。

第3条 理事および役員選挙

第1節

- (a) 役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に對して、会長(次次年度)、副会長、幹事、会計および5名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法におこなわれた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た5名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長は、その選挙のあと、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。
- (b) 前項の規定によって選ばれた次次年度会長(会長エレクト)は、副会長(第一副会長と称する。)の任務も併せて行うものとする。また、副会長(第二副会長と称する。)に選出された会員は、次次年度の会長エレクトの候補者となるものとする。

第2節

選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

第3節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。

第4条 役員の任務

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 会長エレクト

会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第4節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年7月1日および1月1日現在の半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日の四半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をR Iに対して行い、R I公式雑誌の購読料を徴収してこれをR Iに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

第5節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 会場監督

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月の第1金曜日に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第2節

本クラブの毎週の例会は金曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第8条第3節および第4節の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第8条第1節と2節の規定によるものでなければならない。

第3節

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会定足数とする。

第4節

定例理事会は毎月第1金曜日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めるとき、または理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節

入会金は7万円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

第2節

会費は年額21万円とし、各半年ごとの各支払額のうちの一部は各会員のR I公式雑誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することができる。

(注：口頭による採決とはクラブの投票が発声方式での同意によって行われた場合と定義する)

第8条 四大奉仕部門

四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、および国際奉仕である。本クラブは、四大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

クラブ委員会は、四大奉仕部門に基づいた年次および長期的な目標を推進する責任を持つ。会長エレクト、会長および直前会長は、指導の継続と計画の引継ぎを確約するために、協力すべきである。一貫性を保持するため、実行可能であれば、委員会委員は同じ委員会に3年間留任されるべきである。会長エレクトは任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は委員会委員としての経験者を任命することが推奨される。常設委員会の任命は次の通りである。

- ・ 会員増強・退会防止委員会

この委員会は、会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施するものである。

- ・ クラブ広報委員会

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を推進する計画を立て、実施するものである。

- ・ クラブ管理運営委員会

この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

- ・ 奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業的プロジェクトを企画し、実施するものである。

- ・ ロータリー財団委員会

この委員会は、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。

その他、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

(a) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(b) 各委員会は本細則によって付託された職務およびこれに加えて会長または理事会が付託する事項を

処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(c)それぞれの委員長はその委員会の定例会合に対して責任をもち、委員会の仕事を監督、調整する任務をもち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

第 10 条 委員会の任務

会長は、その任期中の諸委員会の任務を確定し、評価するものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は既存の適切な RI 文書を参照するものとする。奉仕プロジェクト委員会はその年度計画を考案する際、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕の部門を考慮することとする。

それぞれの委員会は、具体的な権限、明確な目標、および各年度の初めにその年度内に実施する行動計画を設定するものとする。上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、委託任務、目標、計画に関し理事会に対し説明発表するための準備を整えるにあたり、必要な指導を施すのは会長エレクトの主要責務である。

第 11 条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準ロータリー・クラブ定款第 8 条第 3 節および第 4 節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない)

第 12 条 財務

第 1 節

各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は 2 つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第 2 節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は 2 つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第 3 節

すべての勘定書は、会計、または理事もしくは権限をもつ役員 2 名の承認を受けたその他の役員によって支払われるものとする。

第 4 節

すべての資金業務処理は、毎年 1 回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

第 5 節

本クラブの会計年度は 7 月 1 日より 6 月 30 日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを 7 月 1 日より 12 月 31 日に至る期間および 1 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金と RI 公式雑誌購読料の支払は、毎年 7 月 1 日および 1 月 1 日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第 13 条 会員選挙の方法

第 1 節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、漏らしてはならない。

第 2 節

理事会は、その被推薦者が標準ロータリー・クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第 3 節

理事会は、推薦状の提出後 30 日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第 4 節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第 5 節

被推薦者についての発表後 7 日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第 6 節

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証

を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報を RI に報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を 1 名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは行事に配属する。

第 7 節

クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第 14 条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 15 条 議事の順序

開会宣言

来訪者の紹介

来信、告示事項およびロータリー情報

委員会報告（もしあれば）

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

第 16 条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款および RI の定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

付則

この細則は平成 19 年 7 月 1 日から改訂施行する。

RI資料による

「我々のクラブは終息の淵にあったが、クラブ・リーダーシップ・プランが蘇生の妙薬となった」のフレーズの感想として機能障害をおこしているものに薬（聞く・見る）だけでは効果が薄く機能訓練（行動）を併せて行うことが必要のようです。

参考文献（クラブホームページ等）

1. RIウェブサイトより「より高いレベルへクラブを導く」254 - JA
2. RIウェブサイトよりプレゼンテーションソフトを含む支援ソフト
3. 紋別港RCより「CLPに基づいた委員会組織図」
4. 2680地区 田中PG 「ロータリーの源流」
5. 大和高田RCより「CLP説明資料」一式
6. 鈴鹿西RCより「鈴鹿西のCLP」一式
7. 2840地区クラブ支援ツールより「クラブ活力テスト」・「会員満足度アンケート」
8. JRICメンバーの生の意見(メール)